

平成30年度 第3回山梨県スポーツ推進審議会
会議録

1 日時 平成30年11月29日(木) 10時00分～12時00分

2 場所 山梨県庁防災新館 3階 教育委員会室

3 出席者

(1) 委員 13名

赤池隆廣、秋山知子、飯田忠子、飯田春彦、大崎恵介、川上琴美、小林仁、佐野夢加、鈴木昌則、相馬知恵子、土屋ひとみ、中村和彦、野呂瀬秀

(2) 教育委員会事務局

スポーツ健康課長、総括課長補佐、主幹、課長補佐5名、担当3名

4 傍聴者等の数 なし

5 会議次第

第3回審議会

(1) 開会

(2) 議事

(3) 閉会

6 議事

[審議事項] 新しい山梨県スポーツ推進計画素案について

7 議事の概要

(事務局)

策定スケジュールについて説明。

(議長)

今、策定スケジュールについての説明が終わったが、何か意見等があればどうぞ。

なければ、やまなしスポーツ推進プログラムによるこれまでの取り組みについて、事務局から説明してください。

(事務局)

やまなしスポーツ推進プログラムによるこれまでの取り組みについて説明

(議長)

事務局から説明があったが、ここまででご意見等があればいただきたい。

(委員)

取り組みの内容というところがあるが、取組だけを書いているところと結果が書いてあるところと表記がまちまちになっている。例えば、1 ページ目の 1 番目にある「体力向上における課題の把握を行いました」というのは、これは取り組んだこと。次の 2 番目は、「増加しました」という結果ですよ。このように、取り組みと結果が混同しているが、書き振りはこれでいいのか。それぞれの政策目標によって書き方が全然違うというところが気になる。

それから、4 ページの新たな課題に、平成 43 年に 2 順目国体の招致を表明したということで、ジュニア選手の発掘育成を強化していく必要があるというのは、十分私も賛同しているが、選手の発掘育成だけではなく、指導者の確保は考えなくていいのか。例えば、私がシミュレーションした時に、平成 43 年の 2 順目国体開催の時には、保健体育の専門的な指導者が全くいなくなる競技が幾つかピックアップされるが、そういうことは課題ではないのか。当然ジュニア選手の発掘育成は重要なことだが、それに伴う指導者の確保ということは必要ないのか。

それから、東京オリンピックのところは、競技力向上に特化した課題ではないと思う。その辺の書き振りがすべて統一されていない点が非常に気になる。

最後の一番下の「子供たちに伝えていく必要があります」とあるが、「こと」は要らない。もうこの時期であるから、一字一句チェックしていけば、「伝えていく必要があります」と直すべきであり、誤字脱字も含めて、しっかり見直していただきたい。

(委員)

5 ページについて、政策目標 4 の二つと政策目標 5 の一つ目が、新しい計画だと数値目標がないようだが、その点については後で説明していただきたい。特に、政策目標 4 の市町村の推進計画については、その取り組みについても、特に記述がないようであり、新しい目標から消えるとなると、どういう理由でそのようにしたのかという説明が、ここに書くかどうかは別として、必要であると感じている。

(議長)

意見を承り、次に進めたい。事務局から説明してください。

(事務局)

計画の体系、体系及び概要について説明。

(委員)

基本理念いうところで、山梨県民の体力向上は大変結構なことだが、山梨県というのは、健康寿命が日本一になっており、男性 1 位、女性が第 3 位であるが、健康を取り巻く環境というのは、私は健康寿命を延ばすことではないかなと思っている。健康寿命を伸ばすことによって、県民がいつでもはつらつとした状況をつくり出し、する・みる・支えるということが生かされてくると思う。この基本理念の中に、健康寿命をのばすというふうな部分を入れていただけないか。そうすると、具体的な方策が作りやすくなるのではないかな。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

健康寿命を延ばすことということでご意見をいただいた。そのキーワードを入れることについて、参考にさせていただき、検討していきたい。

何かキーワードがあれば、うまく盛り込めるようなものがあればと考えるので、他にご意見があれば、お願いしたい。

(議長)

先般の会議で「するじゃん、みるじゃん、支えるじゃん」という親しみやすい言葉はどうかという意見が出たが、この件について、皆さんいかがでしょうか。私としては、スポーツ推進計画であるので、あまり砕けても、もう少し緊張感があった方が良いと思うが、どうか。この件については、少し慎重に取り組んで、理念を進めていきたいと思うが、いかがか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き事務局からスポーツ推進計画の具体的方策について説明をお願いしたい。

(事務局)

基本方針 I について説明。

(委員)

8 ページについて、すべてに共通するところであるが、「現状と課題」を読んだときに、これは現状なのか課題なのかというところがわからない。例えば 8 ページの最初に書いてある「幼児期にこういうことをすることが重要だ」というところは、リード文として捉えられるようなものであって、これは現状なのか課題なのかどちらなのか。読み進めていくと、どちらなのか分からないところが幾つもある。

それから、週 420 分以上運動をしているというところと、運動が好きだという数値は全国平均を上回っている。運動時間も運動に対する意欲も全国平均を上回っているのに、

結果に結びつかないのは、これはどういうところに課題があるのかという視点が欠けている。例えば、これは小中学校の体育の先生方の資質に関わる問題なのか、そこに課題があるのか。要は、なぜ運動が好きで時間も長いのに、結果に結びついていないのかというところに触れられていない。

それから 10 ページで言うと、前回の目標値は 65%と 40%というとても数字で、当然達成をしていない。この数値を見ると約 5 年間で 1.7%アップするとなっている。例えば 1 年ごとに考えていた時に、どれぐらいの数値で上げるかという割り切れない部分がある。この数字はどのように設定したのか。1 年ごとの進捗率を精査しなければならないという時に、この目標値の設定を間違えてしまうと、1 年ごとの見直しをするときに苦労することになると思うので、その辺のところを検討いただきたい。

それから、11 ページの具体的方策の下から 2 番目のところに、「顧問教員の部活動の負担軽減とともに、専門的指導の充実を図るため、部活動指導員の拡充を図ります」と書いてある。そこで気になるのは、拡充を図りますという表現がどのような縛りがあるのか。例えばその 12 ページの下を見ると、「栄養教諭の拡充を推進します」と書いてある。拡充を推進しますと図りますの違いはどこにあるのか。

それから、その下の「生徒や教員の数などを踏まえ、適正な数の部活動を設置するほか」とあるが、これは県教委でなくて学校がやることなので、例えばその文言を「設置を促します」というようにすることで、県教委が学校に対して指導するという形になる。こういう書き方をすると、県教委が学校に対して適正な部活の設置するよというのには県教委がやることなのかと捉えられてしまうので、この書き振りも全部一度見直しをしていただきたいという意見である。

(事務局)

これまでの取り組みについて内容と結果が混同しているのではないかというご意見と、また具体的方策についてもはっきりしないことがあるというご意見であるが、次回の審議会までに、事務局の方でわかりやすいように整理をさせていただきたい。

(事務局)

数値目標についての考え方を説明させていただく。まず、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 420 分以上の運動やスポーツをしている割合については、教育振興計画の方向性と合わせて、全国との比較ができるように、この項目で設定した。60.8%の根拠としては、420 分以上運動を行っている児童について、本県の現在の全国的な順位を 5 ポイント位アップさせようというところで、5 段階程度上の都道府県のところで設定させていただいた。

1 年にどのくらいアップさせるのか、というところについては、少しずつのアップということで、大丈夫だろうということで設定させていただいた。

それから、もう一つの指標については、本県の平均値がとにかく全国平均値を上回る

ことを目標にしようということで設定をした。何パーセントを目標にするとしてしまうと、最終的に苦しくなる部分もあるので、全国平均値を目標にして、それをクリアすることを目標にしている。

(事務局)

目標値の設定は、教育の振興プランと全く同じものを設定している。そこでの考え方というのは、例えば上の指標は順位を 5 つ上に上げるという説明をしたが、そこについては委員の方から、現実的な目標で、もう少しで届きそうな目標を掲げるべきであり、100%になるべきだというような目標は目標ではないということであったので、現実的に達成できるであろう、ぎりぎりのところを設定した。

(委員)

9 ページ、具体的な施策の(1)子どもの運動習慣の確立と体力の向上というところについて、実は 8 ページの「現状と課題」に幼児期のことが入っているが、具体的方策の中には幼児期という言葉が入ってない。県で作っている教育振興基本計画の中にも、幼児期の健やかな運動というところが入ってきている。そうするとここには、例えば文科省が出した幼児期運動指針を基に、子供たちの遊びを充実させるというような文言が入ってくる方が良いと思う。

もう一点は、数値目標のところだが、実はこの文科省・スポーツ庁の全国体力・運動能力調査は小学 5 年と中学 2 年をあくまでも例として上げているところ。なぜ小学 5 年と中学 2 年なのかというのは、学力テストが小学 6 年と中学 3 年であるからであって、5 年というところに特化しているのではない。このようなことを考えると、この 5 年だけの数字を上げるわけではないので、あくまで例であるから、小学校 1 年生から高校生まで隔年ごとに目標値を作るのは難しいので、小学 5 年だけでの話ではないということをきちんと入れておいて、小学校の児童、中高の生徒等全体含めても、一つの例なんだという部分を入れたほうが良い。

(事務局)

本年度、教育振興基本計画を策定しており、その中で幼児期の運動習慣について記載をしているので、こちらの方にも記載をさせていただきたい。

それと全国と比較するということで小学 5 年というのは、確かに説明をしないと他の学年はどうなんだという話になるので、注釈を入れてわかりやすいようにしたい。

(委員)

運動部活動について質問させていただきたいが、基本理念の部分で県民誰もがということ謳っていると思う。その中で運動部活動を見ると、生徒の多様な学びだったり、勝つことを重視したということに問題提起をされている。これは、様々な人に運動を楽

しんでもらう、生徒に部活を楽しんでもらうというニュアンスは伝わるが、具体的な方策を見ると、かなり狭義的に国の志向が強くなっているのかなと感じる。

例えば、ガイドラインに基づく取り組みという部分に関しては、科学的なトレーニングを取り入れるまたは休業日を設けるであるとか、事故及びハラスメント根絶等といった感じで、昨今部活動が競技志向的になりすぎたところが問題として、このようなものが挙げられていると思うが、やまなし運動部活動ガイドラインを見ると、多様なニーズを踏まえた環境の整備ということで、例えば女子生徒に対する課題や対応であるとか、それこそ楽しむためのものが記載されている。実際、数値目標を見ても 1 日休業日を設けることによってそのようなニーズを満たすことができるのかという疑問も生まれてくる。その根底にある教育活動の中でのみ行われるというニュアンスがすごく強く伝わってくる。これを多様なニーズに対応するとしたら、地域に展開する、例えば、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進員といった地域のリソースを有効活用していくことだったり、率直に楽しむというような言葉を入れるとか、そのような形で教育事項に傾きすぎないような文言を入れたほうが良いということを感じた。

(事務局)

今ご指摘があったように、運動部活動ガイドラインは多様な生徒のニーズに応えるというポイントがあるので、ご指摘の点を考慮して、検討していきたい。

(委員)

子供らの休養というのは、スポーツ傷害を含めて大変重要であると言われていて、数値目標の 11 ページだが、顧問の方の休養日は書いてあるが、子どもたちの現状の休養日と目標値が入っておらず、これは書いた方が良いと思う。

(事務局)

子供たちの休養日も加えた方がいいだろうというご指摘は、前向きに検討したいと思う。

(委員)

9 ページの具体的方策 (1) の最後の業務について、総合型地域スポーツクラブに限定してないと思うが、総合型地域スポーツクラブについては、自主自立というのを促しているので、ここで「充実させ」という言い方はちょっとどうか。例えば 17 ページにあるように、具体的な支援をしていただければ、促すとか、その辺の表現を考えていただきたい。

もう 1 点。この部分に入れるのが良いかわからないが、スポーツ少年団についても、県から色々支援いただいてやっているが、スポ少のことがどこにも出てこない。どこかに入れていただければと思う。

(事務局)

いただいた内容を検討させていただきたい。

(事務局)

スポーツ少年団の担当がいるので、私の方から話をする中で、どのようにこのプログラムに関わっていくかいうことは、また検討させていただきたい。

(委員)

部活動のところでは10ページの「現状と課題」の最初に、学校の運動部活動とはあるが、学校の運動部活動という、実は小学校にも運動部活動があり、小中高のどの段階にも運動部活動はある。具体的な方策のところは専門的になっており、こういった内容は高校生以上であれば有りだと思いが、これを中学生にするとまた違うのかなと思う。もう少し小学生、中学生、高校生のような項目を細かくするのは可能なか。大きくまとめると、成長段階によって部活動の強度やあり方などが変わってきてしまうのかなと思うので、休養日とかそういった面でも中学生と高校生では、やはり違うのかなと思う。自分もやってきた中で、やはり高校での部活動は自分が専門的にやりたいと思って選んだ高校に行ってやったので、また中学校の時とは全然部活のタイプも違った。中学校と高校を一緒にしないで、項目を分けてもらうのは可能か。

(事務局)

小学校にも部活動があるというご意見をいただいたので、検討させていただきたい。また、中学校と高校の段階ではそれぞれ意味するものが違うというご意見を踏まえて、具体的な方策等を検討させていただきたい。

(事務局)

特に山梨県は、それぞれの高校によって強化部というものがあり、遠くから甲府の学校に来るとか、その逆の場合もある。そういったことで、中学と高校はなかなか統一的にできないというのは、その通りである。

今回、スポーツ推進計画に、他の県で部活動のことを入れ込むところは、私は知らないのですが、山梨県独自の取り組みかなと思っているが、実はガイドラインの方に非常に詳しく出ている。そのエキスの部分をこの大きな山梨県スポーツ推進計画に載せているところなので、考え方は委員のおっしゃる通りであるが、他の基本方針とのバランスも検討しながら、ということではご理解いただきたい。

(議長)

他になれば、引き続き事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

基本方針Ⅱについて説明。

(委員)

前回、健康教育の関係で拡充の項目も新規の項目もないということで、もう少し見直していただきたいという発言をしたが、今回ずいぶん中身が変わり、嬉しく感じている。

今回、教育委員会だけではなく、山梨県全体のスポーツを考えた時に、やはり健康教育というのは、どうしても児童生徒や学校の方から波及していくということしかないのので、そういう観点から、学校から発信して地域や保護者にもということを考えていくと、この具体的な方策 1 の二つ目のところ、朝食摂取という言葉と一緒に、バランスのとれた食事の大切さみたいなのも入れてもらって、食生活全体が学校から発信して、家や地域全体でも、ということを含めての計画となると、もっと良いのではと考える。

(事務局)

朝食摂取の状況が非常に悪いという中で、朝食摂取する子供はバランスのよい食事をとっているというデータもあるので、その「等」のところに含まれているという形ではあるが、検討させていただきたい。

(委員)

朝食については、中身もさることながら、生活のリズムの中で一つの形として、朝食を食べなかったり、この程度で良いという家庭も結構あって、難しいと思う。

今回は、特にどのぐらい食べたかというよりも、食べる習慣がない子供たちも数値目標に入れていることは、具体的ではっきりしていいなと思うが、しっかりとスポーツができるそういう基礎となる身体を作るためにも、もちろん朝食も含めた一日全部の食事をしっかりと啓発していきたいと思うので、よろしく願いしたい。

(事務局)

生きる力を育むためには、やはり食が大切だということで、理解をしている。

(委員)

最近の学校保健研究でよく言われているのが、今まで運動と食事と睡眠を別々に扱い、それぞれがちゃんとしなきゃいけないとされていたが、実はそうではなく、生きていく中で、生活習慣というのは連鎖していくものであること。運動と食事と睡眠が良い連鎖を図っていく。つまり、体を元気に動かせば、お腹が空いてご飯をしっかりと食べて、ぐっすり眠れる。または気持ち良く朝起きて、ごはんをしっかりと食べて、学校に来てしっかりと活動するという考え方のこと。もしよければ、そういった生活習慣の良い連鎖を図

れるようにということを入ると、明確になるかと思う。例えば東京都はここ3、4年間ずっと食育だけの研修はやっていない。食育研修会に必ず運動と睡眠と排泄の話を入れている。こういうことは大事だと思うので、健康教育の充実であるから、その連鎖みたいなことを強調された方がいいのかなと思う。

(事務局)

確かに健康の三原則は、運動・睡眠・食事ということになってくるので、その連鎖というのもの、非常にインパクトがあるかと思うので、これも検討させていただく。

(委員)

短期大学では食育ボランティアということで、学生たちが子供たちのところに出向いて、こんな食事をとるとこんなふうになるというようなことを、踊ったり歌ったりというようなことも含めて、楽しく食事をとる、食事ってこんなに大切だっていうことも家族を含めてやっている。食事は、親が子供に与えてあげるものなので、子供たちに朝ご飯は大切と言っても、親が食べない家庭であったらそれは難しい。ここにも盛り込めるのであれば、親教育の部分を含めた研修。家族でというようなことを足していただければ、この運動・食事・睡眠含めて、家族でみんなが健康になりましょうということに繋がるのではないか。

(事務局)

確かに今、非常に孤食が多いことが課題になっている。研修の中で、保護者を対象にしたものもあるが、ある一部であるので、その辺のところの充実も図りながら、今ご指摘いただいた楽しく食事をとるといふ文言を検討させていただきたい。

(委員)

具体的な方策の関係者との連携の2番目のところに、学校が親に教育してくださいと読み取れるところがあるが、県教委がそれぞれ学校にこういうふうに親に話をしてくださいという形になると思うが、実は、貧困によって食べたくても食べられないことがある。どのようにして、そういう貧困で食べたくても食べられない子供に対する手だてをしていくのかというところも含めて、考えていただかないと。やはり、ゲームを夜遅くまでやっていて、食べられないという子とは違うので、実際そういう子の手立てをしないと、100%にならないと思うので、ぜひその辺のところもご検討いただきたい。

それから、13ページ。体育活動の中に体育の授業、部活動、体育的行事がすべて含まれていいのか。体育とスポーツは基本的に違うのではないかと思う。ここに、スポーツ傷害の発生はほとんど運動部活動によるものだと課題を書いておきながら、具体的方策の中には体育活動中の事故の防止とある。体育活動というと、さっきの括りの中に三つ書かれているので、それで読み取ればすべてというふうになるが、それは違うのではな

いかなと思う。

(委員)

今、委員がおっしゃった通り、明確に分けたほうが、よりわかりやすいと思う。やはり、体育の授業と部活動は違うので、そこはできれば、スポーツという言葉と入れながら分ければ、よりわかりやすい。

(事務局)

ご指摘の通り、わかりやすく直す。

(委員)

栄養教諭の拡充について、この「拡充」の意味は、栄養教諭の割合を高めて、より児童生徒への指導を推進していくという意味なのか、或いは数的に栄養職員含めて栄養教諭全体を拡充していくかということは大きな違いだと思うのだが。定数法によって、この数というのは決まっているところであるが、そこはあえて県で加配措置をして増やすという意味であれば、大賛成である。実態としては、各市町村とも共同調理場化が進んでいたり、或いは少子化に伴って食数が減ったりすると、数値的に栄養職員や栄養教諭の数が減らされてしまうのは、市町村としては危機的な状況がある。そういった意味で、数的な拡充という意味であったら、大賛成。その辺の考え方はいかがか。

(事務局)

拡充については、今ご指摘のあった栄養教諭の任用換え、もう一つは新規採用によるものであるが、今やっているのは、栄養教諭の配置拡大のところであるので、その辺のところも含めながら、義務教育課と連携をとって拡充をしていきたいという考えである。

(事務局)

補足だが、栄養教諭というのは、学校には、学校栄養職員と栄養教諭の二種類ある。学校栄養職員というのは、簡単に言うと先生ではないので、直接子供たちに教育できないという立場である。そうすると、食育を進めていくには、やはり直接、栄養教諭になっていただいて、給食の時間や総合の時間にやっていただくことが理想ではないかということで、今、学校栄養職員を栄養教諭の方に任用換えをして、できるだけ食育を進めていきたいと思いますというのが、(3)の拡充のところ、というように解釈していただきたい。

(委員)

学校における健康教育は大変重要であると思っている。学校医をやっているが、保健委員会を開催してないところも、現状担当している地区ではある。あとは、同じ学校をずっとやっていると、養護教諭の先生や、校長、教頭の熱意によって大分毎年変わって

くる。であるから、その辺の教育について具体的方策に書いてあるが、ぜひここは先生方の頑張りが必要だなというように思っている。

(事務局)

今お話のあった、学校保健委員会の設置率が各学校でまちまちということで、校長によっても格差があるということは、県教委においても実態を把握しているところであるので、その辺のところも研修会等を通じて、校長先生の考えもあるが、そういった組織を作ることで、保健教育も充実していくということも伝えていきたいと思う。

(議長)

学校の校長先生が給食の時に、自ら試食をして、もしかしたら毒が入っていないかなど、そのくらい神経を使って、食の問題を学校現場はきちっとやっている。それから、道徳。中学校になると、体育の教師が現場に行って給食指導をしている。それは、こぼさないで食べるというようなマナー教育もしっかり現場やっており、私は山梨の教育的な学校の関わりを見ていて、すごいなと思っている。

他に意見がなければ、事務局から引き続き説明をお願いしたい。

(事務局)

基本方針Ⅲについて説明。

(委員)

15 ページの現状と課題のなかに、スポーツをほとんど見なかった人が約 13%もいるという課題がある。17 ページの数値目標を見ると、過去 1 年間に一度も運動スポーツ実施しなかった人の割合とすとなっている。例えば基本理念でもそうなっているが、する・みる・ささえるというような観点で、それをやったスポーツをやったっていう形にする指標とかは作らないのか。要するに、実施だけ、これはスポーツをすることに特化した数値目標を作っている。だけど、理念では、するだけではなくて、みる・支えるもスポーツの一環であるというように謳っているわけだから、そういう指標は作らなくていいのか。それを作った方が数値目標を達成しやすいのではないか。スポーツをしなくても見ているだけでスポーツに参加したとなれば、県民全部がスポーツしたってことになるわけであるが、そういう指標を作る必要はないのかという質問である。

(事務局)

確かにおっしゃる通りだと思うので、検討させていただきたい。

また、先ほど委員の方から、数値目標が前回はあったのに今回入っていないのはなぜかという質問があったので、それに先に答えさせていただきたい。

現在のプログラムの中に総合型地域スポーツクラブを設置している市町村の割合とい

う目標があったが、国の方ももう数的には頭打ちになっているので、質的向上を図るといことで、第2期スポーツ基本計画でも謳われているので、山梨県としても、全部の市町村を回った結果、なかなかそこまで行けないという市町村の事情もあったので、数的なものよりもやはり国に倣って、質的な向上を図っていこうといことで、数値目標はここで質的目標に変えさせていただいた。

そして、新スポーツ推進計画を作成している市町村の数については、これも全部の市町村を訪問した結果、スポーツのための推進計画を策定している市町村というのは、66.7%で、これが毎年変わらない状況が5年間続いている。市によっては、市町村で作っているのではなくて、例えば担当課で作っていたり、あるいは、各市町村のもっと大きな総合教育計画の中にスポーツのことが入っていたり、総合計画の中に位置付けられたりといことで、いろいろ策定の仕方があり、なかなか統一できないといことで、今回は市町村推進計画のものは削除させていただいた。

(委員)

総合型スポーツクラブのところは、大体そんな形になって読めるが、市町村の計画について、一番初めの反省のところでは今言ったような事情を書かないと、急に達成できないのにそのままなくなっていると、やっぱりこういう取組をしたけどこうだったといことを、ある程度入れておかないといけない。そういう意味でお願いしている。

(事務局)

記載させていただく。

(事務局)

委員の方からの、する・見る・支えるという数値をとというような意見については、これは県政モニター調査というものが基本となっており、実は比べる数値というのは現在ない。

(委員)

どこもやっていないと。しかし、13%はほとんど見なかったという課題を書いているが、それを政策目標であげていない、それを具体的指標にしないのはどうなのか。参画人口の拡大、見るスポーツの拡大と書いてあって、別に数値目標を作らなくてもいいのだが、それもスポーツであるといことで。

(事務局)

委員が言うように、する・見る・支えるすべてがスポーツだといことであるが、先ほど話があった通り、数値目標というのは基本的には、例えば全国と比べるとかしないと、数字が独り歩きをしてしまう。わかりやすいが、表現力はやはり文言に劣るとい

ことがあるので、そこはよく精査をしないと間違えられると困る。あと今回は、今までずっとこのするという形でやってきたので、継続的に47%、20%となってきたので、この20%がどうなるのだろうというようなことで、10%に設定した。

今後、この三つを強力に進めていくということであれば、県政モニター調査にそれを入れて、どこかの時点で、いわゆる最初の比べというものをやって、あと3年後5年後以降にこうするんだということは、非常にその通りであるので、検討させていただきたいと思う。

(委員)

先ほどの総合型地域スポーツクラブの質的向上のところで意見させてほしい。

地域スポーツ推進委員の資質向上と関連団体の連携協働というふうにあるが、総合型地域スポーツクラブは様々な人が関わることによって、運営されるクラブである。その中で、地域スポーツでコーディネーター役を担うのがスポーツ推進委員だけというのは、ちょっと地域のリソースを理解していないのかなと捉えられてしまう。私も今総合型地域スポーツクラブに関わっているが、その中にスポーツ推進委員はいない。もちろんリソースの一つとして有効活用していく、積極的に活用していく方法はあるとは思いますが、それ以外にも地域スポーツを担う人材または、その文化活動というのも、今オリンピック文化プログラムがあるように、総合型地域スポーツクラブの文化的な活動に力を入れていく必要があるので、このスポーツにかかわらず、この総合型地域スポーツクラブを支えていける人材を発掘し、育成していくというような考え方がいいのかなと思う。今、スポーツに対して様々な価値が見出されており、それは必ずしもスポーツ分野だけではない。例えばそれが経済の活性化だったりとか、子育ての支援だったりとか様々な分野で影響を及ぼすので、ここでスポーツという形で括らないで、地域にある団体、NPO法人だったりとか、経済関係の団体だったりとか、それらと連携協働することによって新たなスポーツの価値を生み出していくというような考え方のほうがいいのかと感じた。

(事務局)

ありがとうございます。認識不足もあるので、またいろいろ相談させていただきたい。

(議長)

関連であるが、総合型地域スポーツクラブは最初文部省から出された時には、やはり行政委嘱であるスポーツ推進委員がこれを立ち上げて、そして地域に密着されるようなそういう総合型地域スポーツクラブの基盤はスポーツ推進委員が尽力したと思う。その中でスポーツ推進委員は、コーディネーターとしてその人達をサポートしていくという県の指導に基づいており、やってないのではなくて、地域の支える方、支える指導者として、地域密着で発揮して活動している。こういう理解をしていただかないと、関わっ

てないという言い方は、私は少し寂しくなるので、私はとことん関わっているのです。やはり、子供の幼児教育から幼児のスポーツから、それから高齢者も本当に来てよかったと思えるように、行政委嘱でやっているコーディネーターとして企画立案したり、そういう面の支えるボランティア、このくらいのこと言っていると思う。総合型の説明するときにもそのことを頭に入れてほしい。

他に、なければ次に進める。事務局から説明をお願いする。

(事務局)

基本方針Ⅳについて説明。

(委員)

まず、21 ページ (2) 指導者の資格取得支援というところで、前回の計画で計画的に指導者の養成をとということで、今回若い世代というふうが続いているので、さっきと同じように、この課題のところでもいいので、取り組みはこうだったけれども、若い指導者が足りないというところを、ちょっとわかるようにしていただきたい。

二つ目のスポーツにおける暴力行為等相談窓口については、確かに体育協会で独自に相談窓口を設置しているが、県の関わりというか、会議を或いは取組みたいなものを入れてもらえないか。これだと、体協がやっていますよというだけになってしまうので、それはどうかという感じはしている。

あと、22 ページの具体的方策に (1) (2) (3)、いずれも体協の方でいろいろセミナーとか、講習会とかしているが、これについては、さっきと同じように体協がやっている部分だけではなくて、具体的に書けないと思うが、何か他にもやることを考えているのかどうか、そこは確認したい。

(事務局)

まず 21 ページの (2) の指導者の資格取得支援について、13 年後に控えた 2 巡目国体のときに、指導者の年齢バランスが非常に危機的状況だということで若い世代とあったが、こういう形で必要だということを検討していきたいと思う。

また (4) スポーツにおける暴力行為等相談窓口については、体育協会を中心に実施しているが、これについて、スポーツ健康課の方でどのようなことができるか、ここに表せるかを検討させていただきたい。

また具体的方策であるが、情報分析と医科学的な助言とかアンチドーピングも競技力向上対策本部、また県体協を中心に実施いただいているが、スポーツ健康課としてここに書けることがあるかどうか検討させていただきたい。

(委員)

具体的に書くのはなかなか難しいと思うが、ある程度独自でやっていくのか、共同し

てやっていくのか、そういう方向性があるのか、それだけちょっとお伺いしたかった。具体的に何か書けと言っているわけではない。

(委員)

指導者の支援については、支援するという事は補助金を出して資格を取らせますという事業につなげることだと思うが、これ、なぜ中学校の指導者なのか。私達、高体連としては、高校の指導者は関係ないのかというように捉えている部分がある。なぜ中学校だけなのか、高校はだめなのか。なぜ、高体連はこんなに国体に貢献しているのに、どうして高校にはそれが無いのかという話だが。

(事務局)

21 ページ(2) 指導者の資格取得支援のところ、高校の教員は、競技団体にかなり属している先生方がおり、そちらの方で当然高校の先生方にも支援をしていくというところで、現状今までは中学校の指導者の方が資格は非常に少ないというところでここに表した。

(委員)

中学校だけ支援して、高校は資格を持っているが、これから新たに取り人については自腹でやりなさいよというのは、「中学校はいいよね。高校なぜ同じじゃないの」というような批判が出てもおかしくない。

(事務局)

高校の指導者はかなり資格を持っているという現状がある。それから、高校の指導者は支援しないということではなくて、競技団体から自然に上がってくるので、競技団体の中での役員や主力となって活動している高校の先生方が山梨県は多いので、ここに特出しをしてないという形である。

(事務局)

43年の国体ということになると、主力が小学2年生から中学2年生となるので、小学生を発掘し育成するということになると、山梨県の場合、近隣の中学校に通うことになる。そこで、中学校の部活が競技力の向上に資するということであって、特に高校を排除したというわけではない。特に中学校のところでやっていただいて、国体で良い成績をとってもらおうという意味である。

(委員)

ターゲットエイジのことが書かれているので、それは十分理解している。

(委員)

22 ページから 23 ページの障害者のスポーツのところ、各種スポーツ大会の参加推進と書いてあるが、ここにスペシャルオリンピックスの関係を。大会で得点を取るというだけでなく、発達障害を持っている子供たちも自他問わず楽しむ。私たちの今までずっとやってきた、スポーツは楽しむものだ、健康教育だということであれば、このスペシャルオリンピックスのその部分の1項目だけでも、入れていただければ、これからの推進も大きくまた変わってくるのではないかなと思う。

(事務局)

現状、障害者スポーツというのが、障害福祉課とスポーツ健康課の両方で分野を分かれてやるような形を検討しているところであるが、実際に大会への派遣というのは障害福祉課の方でやっており、そのことも含めてですね、検討していかなければいけないと思っている。スペシャルオリンピックスについても検討させていただきたい、

(議長)

ほかになければ、次に進める。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

基本方針Vについて説明。

(委員)

25 ページの具体的な施策の一番下の(1) トップアスリートらとの交流というところについて、他の部分では「トップアスリート」と言っているが、ここだけ表題にも「ら」が入っており、説明にも「ら」と入っており、具体的に「ら」が誰かわからない。(2) みたいに「など」という使い方もしているので、はじめの体系図でもここだけ「ら」となっていて気になる。もし具体的にトップアスリート以外にもあるのであれば、全部その説明を書くとか、そういうふうにした方がいいと思う。

(事務局)

ご指摘の通り、こういった計画に「ら」というものは使わないので、「など」とするか切るか検討したい。

(委員)

先週、東京オリンピックパラリンピック山梨県実行委員会が開かれ、私も委員として参加した。実際、自転車競技があるわけで、4 ページのところとも絡むが、合宿をやっていろんな方がきて、長期滞在して学ぶということも重要であるが、自転車競技という競技があり、オリンピックが必死に自転車をこいで行く、瞬間的なものではあるが、その

競技を屋外で無料で見られるので、見るスポーツということにおいても、オリンピックを実際に見られるので、この項目に入れたほうが良いと思う。

(事務局)

今のご意見の部分を入れて作成していきたい。

(議長)

大分意見も出尽くしたようだ。意見をいただきありがとうございました。

いよいよ最終的な県としての基本方針を打ち出していかなければいけない。委員の皆さんにも知恵を絞っていただいて、現場とそして県、国も関わってくるので、そうした具体策をしっかりと見据えていただいて、次の会議には必ず良いもので、国民、市民、町民が喜ぶようなそういう推進計画、基本計画を作っていきたいと思っている。

ありがとうございました。

(以上)